

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 7 日 (金) 第 428 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○保安林の指定予定 | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) | (社会福祉課取扱い) | 1 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定 (3件) | (社会福祉課取扱い) | 2 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) | (社会福祉課取扱い) | 3 |
| ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 | (漁港漁場課取扱い) | 4 |
| ○土地改良区管理規程の変更の認可 | (農地整備課取扱い) | 6 |
| ○令和5年度自衛官の募集 | (危機管理課取扱い) | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (始良・伊佐地域振興局取扱い) | 9 |

公 告

- | | | |
|-----------|----------------|---|
| ○落札者等の公告 | (税務課取扱い) | 9 |
| ○一般競争入札公告 | (県立種子島高等学校取扱い) | 9 |

告 示

鹿児島県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊毛郡屋久島町原字前嶽992番29・992番30（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30

号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
海浜薬局	南さつま市加世田高橋1952番地2	令和5年5月3日
奥田薬局	出水市六月田町935番地	令和5年5月29日
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968番地4	令和5年5月5日

鹿児島県告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
リハケアウィング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	訪問看護ステーションウイング	始良市東餅田1442-1	令和5年6月1日

鹿児島県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
まつやま歯科	南さつま市金峰町新山字小中原2045番2	令和4年11月1日
そお調剤薬局	曾於市末吉町二之方字竹谷ノ上6015-22	令和5年6月1日
I & H下こしき薬局	薩摩川内市下甕町手打字浜口1018番	令和5年6月1日
田園パークホスピタル	始良市蒲生町下久徳462番1	令和5年6月1日
鹿児島県立薩南病院	南さつま市加世田村原四丁目11番	令和5年5月6日
蒲生おおくす薬局	始良市蒲生町下久徳456-1	令和5年6月1日

鹿児島県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社かいず	奄美市名瀬幸町16番16号2階	さくら訪問看護ステーション	奄美市名瀬幸町16番16号2階	令和5年6月1日

鹿児島県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
高橋洗樹	フレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森2980番地1ベルアンジュ102	令和5年 4月17日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
坂口勝保	らくなる整骨院イオン隼人国分院 霧島市隼人町見次1229イオン隼人国分店内	令和4年 8月1日	柔道整復
大山徳博	大徳鍼灸マッサージ治療院 奄美市名瀬入舟町3-20	令和5年 4月25日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
朴木健次	大徳鍼灸マッサージ治療院 奄美市名瀬入舟町3-20	令和5年 4月25日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
野崎晴美	大徳鍼灸マッサージ治療院 奄美市名瀬入舟町3-20	令和5年 4月25日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう
渡邊靖弘	KE i ROW霧島ステーション 霧島市隼人町真孝177番地7	令和5年 5月2日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう

鹿児島県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
川内まきのせ泌尿器・腎クリニック 薩摩川内市中郷四丁目7番	名称	川内まきのせ 泌尿器科	川内まきのせ 泌尿器・腎ク リニック	令和5年 4月7日

鹿児島県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 7 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
一般社団法人日置市医師会 日置市伊集院町妙円寺一丁目72番10号	日置市医師会訪問看護ステーション 日置市伊集院町妙円寺一丁目2200番680	事業者の名称	社団法人日置市医師会	一般社団法人日置市医師会	平成25年4月1日

鹿 児 島 県 告 示 第 582 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和 5 年 7 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 しゅん功認可年月日

令和 5 年 6 月 28 日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿 児 島 県

鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

3 埋立区域

(1) 位置

いちき串木野市浜田町200番8及び91番に接する道に接する公共空地並びに同市羽島字立割5376番3の地先公有水面、同市羽島字立割5376番5及び5376番2並びに同市羽島字御帳附5417番1及び5417番2に接する公共空地並びに同市羽島字御帳附5416番5及び5416番2に接する道の地先公有水面並びに同市羽島字御帳附5424番3から5450番を経て5452番4に至る間の土地に接する道の地先公有水面

(2) 区域

ア a 区域

次の各地点のうち、a1の地点からa41の地点までを順次結んだ線及びa41の地点とa1の地点を結んだ線により囲まれた区域

a1の地点 国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から54度17分46秒2,883.48メートルの地点

a2の地点 a1の地点から263度58分11秒18.88メートルの地点

a3の地点 a2の地点から243度57分28秒14.30メートルの地点

a4の地点 a3の地点から248度22分18秒6.51メートルの地点

a5の地点 a4の地点から251度57分03秒7.79メートルの地点

a6の地点 a5の地点から258度09分54秒14.47メートルの地点

a7の地点 a6の地点から263度12分52秒8.18メートルの地点

a8の地点 a7の地点から266度57分51秒14.07メートルの地点

a9の地点 a8の地点から272度36分13秒22.19メートルの地点

a10の地点 a9の地点から278度56分54秒22.14メートルの地点

a11の地点 a10の地点から284度37分11秒17.36メートルの地点

a12の地点 a11の地点から287度56分07秒4.32メートルの地点

a13の地点 a12の地点から287度55分13秒17.92メートルの地点

a14の地点 a13の地点から285度41分46秒11.22メートルの地点

a15の地点 a14の地点から278度21分41秒5.81メートルの地点

a16の地点 a15の地点から243度43分29秒5.83メートルの地点

a17の地点 a16の地点から270度28分29秒7.84メートルの地点

a18の地点 a17の地点から310度16分19秒3.68メートルの地点

a 19の地点	a 18の地点から65度46分09秒5.38メートルの地点
a 20の地点	a 19の地点から47度34分37秒14.42メートルの地点
a 21の地点	a 20の地点から65度43分42秒21.22メートルの地点
a 22の地点	a 21の地点から99度43分54秒2.69メートルの地点
a 23の地点	a 22の地点から106度56分36秒2.22メートルの地点
a 24の地点	a 23の地点から108度35分58秒17.93メートルの地点
a 25の地点	a 24の地点から108度30分22秒4.32メートルの地点
a 26の地点	a 25の地点から104度33分47秒15.06メートルの地点
a 27の地点	a 26の地点から98度07分08秒19.20メートルの地点
a 28の地点	a 27の地点から90度43分55秒19.18メートルの地点
a 29の地点	a 28の地点から84度45分15秒12.12メートルの地点
a 30の地点	a 29の地点から81度19分05秒7.04メートルの地点
a 31の地点	a 30の地点から80度21分37秒12.91メートルの地点
a 32の地点	a 31の地点から36度26分13秒7.70メートルの地点
a 33の地点	a 32の地点から341度41分07秒6.02メートルの地点
a 34の地点	a 33の地点から123度23分00秒2.37メートルの地点
a 35の地点	a 34の地点から96度37分07秒3.64メートルの地点
a 36の地点	a 35の地点から96度36分47秒5.19メートルの地点
a 37の地点	a 36の地点から85度22分42秒4.95メートルの地点
a 38の地点	a 37の地点から107度49分22秒5.95メートルの地点
a 39の地点	a 38の地点から68度11分04秒3.09メートルの地点
a 40の地点	a 39の地点から92度16分23秒7.46メートルの地点
a 41の地点	a 40の地点から84度27分50秒12.38メートルの地点

イ b 区域

次の各地点のうち、b 1の地点からb 16の地点までを順次結んだ線及びb 16の地点とb 1の地点を結んだ線により囲まれた区域

b 1の地点	国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から51度03分54秒2,685.85メートルの地点
b 2の地点	b 1の地点から264度28分20秒13.39メートルの地点
b 3の地点	b 2の地点から262度41分22秒12.61メートルの地点
b 4の地点	b 3の地点から257度43分52秒19.55メートルの地点
b 5の地点	b 4の地点から255度48分24秒23.19メートルの地点
b 6の地点	b 5の地点から345度48分37秒13.69メートルの地点
b 7の地点	b 6の地点から73度50分14秒17.29メートルの地点
b 8の地点	b 7の地点から253度50分14秒15.66メートルの地点
b 9の地点	b 8の地点から97度18分30秒1.59メートルの地点
b 10の地点	b 9の地点から165度48分31秒14.89メートルの地点
b 11の地点	b 10の地点から146度54分25秒1.70メートルの地点
b 12の地点	b 11の地点から76度26分02秒3.87メートルの地点
b 13の地点	b 12の地点から74度41分13秒20.56メートルの地点
b 14の地点	b 13の地点から79度45分27秒13.35メートルの地点
b 15の地点	b 14の地点から85度19分43秒2.16メートルの地点
b 16の地点	b 15の地点から138度30分22秒8.68メートルの地点

(3) 面積

a 区域	4,555.70平方メートル
b 区域	904.95平方メートル
合計	5,460.65平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成28年8月29日
指令漁港255号

- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
いちき串木野市

鹿児島県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、令和5年5月23日付
けで笠野原土地改良区の高隈ダム管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の高隈ダム管理規程の概要は、次のとおりである。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(1) 水位

満水位 標高158.0メートル

低水位 標高143.0メートル

(2) 予備放流水位

標高157.5メートル

(3) 計画取水量

かんがい用水、発電用水及び雑用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準
にかんがい用水のための取水を優先することとし、合計取水量は毎秒3.32立方メートルを
超えないものとする。

区分	期間		1月1日	3月1日	5月1日	7月1日	9月1日	10月1日	11月1日
	から2月	から4月	から6月	から8月	から9月	から10月	から12月	から12月	から12月
	末日まで	30日まで	30日まで	31日まで	30日まで	31日まで	31日まで	31日まで	31日まで
かんがい用水取水量	毎秒0.61立方メートル	毎秒2.85立方メートル	毎秒2.09立方メートル	毎秒3.16立方メートル	毎秒2.48立方メートル	毎秒1.44立方メートル	毎秒1.05立方メートル		
発電用水取水量	第1発電	毎秒1.650立方メートル							
	第2発電	毎秒0.855立方メートル							
雑用水取水量	毎秒0.01立方メートル								

(4) 責任放流

ア 責任放流量

ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、ダムの下流にある発電所及び水田のため、次に掲げる水量をダムから放流しなければならない。

9月末現在貯水量が5,000,000立方メートル未満のとき

期 別	10月1日	12月1日	4月1日	8月21日	備 考
	から11月	から3月	から8月	から9月	
	30日まで	31日まで	20日まで	30日まで	
晴 天 時	毎秒0.3立方メートル	毎秒1.2立方メートル	毎秒1.6立方メートル	毎秒0.9立方メートル	ただし、自然流入量を限度とする。 夏期20ミリメートル、冬期10ミリメートルの日降雨量があったときは、 当日から5日間放流
降 雨 時	毎秒0.0立方メートル	毎秒0.6立方メートル	毎秒1.0立方メートル	毎秒0.9立方メートル	

9月末現在貯水量が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満のとき

期 別	10月1日	12月1日	4月1日	8月21日	備 考
	から11月	から3月	から8月	から9月	
	30日まで	31日まで	20日まで	30日まで	
晴 天 時	毎秒1.2立方メートル	毎秒1.2立方メートル	毎秒1.6立方メートル	毎秒0.9立方メートル	ただし、自然流入量を限度とする。 夏期20ミリメートル、冬期10ミリメートル

	ル	ル	ル	ル	一トルの日降雨量があったときは、 当日から5日間放流
降 雨 時	毎秒0.0立 方メートル	毎秒0.6立 方メートル	毎秒1.0立 方メートル	毎秒0.9立 方メートル	

9月末現在貯水量が10,000,000立方メートル以上のとき

期 別	10月1日 から11月 30日まで	12月1日 から3月 31日まで	4月1日 から8月 20日まで	8月21日 から9月 30日まで	備 考
晴 天 時	毎秒1.5立 方メートル	毎秒1.5立 方メートル	毎秒1.6立 方メートル	毎秒0.9立 方メートル	ただし、4月から9月までの間は 自然流入量を限度とする。夏期20ミ リメートル、冬期10ミリメートルの 日降雨量があったときは、当日から 5日間放流
降 雨 時	毎秒0.9立 方メートル	毎秒0.9立 方メートル	毎秒1.0立 方メートル	毎秒0.9立 方メートル	

イ 協議

管理者は、ダム操作を行おうとする場合において、ダム下流にある発電所及び水田の取水に影響を及ぼすおそれがあると認められたときは、笠野原土地改良区理事長（以下「理事長」という。）に報告してその指示を受けるものとし、理事長は九州電力谷田発電所及び下流水田既得水利権者の責任者と協議する。

ウ その他

- (ア) アの表に掲げる放流及び常時満水位の維持のための放流のうちから、毎秒0.384立方メートルを控除した範囲内の流量（ただし、最大放流量毎秒1.65立方メートル）は笠野原発電所放水口から放流できるものとする。
- (イ) 高隈ダム直下地点流量毎秒0.384立方メートルのうち毎秒0.137立方メートルを超える部分は、高隈ダム発電所放水口から放流できるものとする。なお、高隈ダム発電所放水口の放流量は、(ア)による放流と合わせて最大毎秒0.855立方メートルとする。
- (ウ) ダムに貯留された水は、水害が予想される際に、貯水位を低下させ、空き容量を確保する場合に、放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

2 点検及び整備に関する事項

- (1) 管理者は、堤体、ゲート等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。
- (2) 管理者は、ダム及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

- (1) 洪水時においては、管理者は、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保し、情報の収集並びにダムを操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うとともに、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留する等の措置を講じる。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じないようにする。
- (2) 干ばつ時においては、理事長及びダムの利用者の意見を聴いて取水に関する節水計画を立て、これにより取水を行い、著しい用水不足が生じないようにする。

4 気象及び水象の観測に関する事項

- (1) 気象関係
天気、気圧、気温、相対湿度、降雨量、蒸発量、風力及び方向を定期的に観測する。
- (2) 水象関係
水位、流入量、放流量、取水量、水温等を定期的に観測する。

鹿児島県告示第584号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和5年度第3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和5年7月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
- (1) 男子
令和 5 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
- (2) 女子
令和 5 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
- 3 試験期日
- (1) 筆記試験 (WEB 試験)
令和 5 年 9 月 22 日から同月 23 日まで
- (2) 口述試験及び身体検査
令和 5 年 9 月 19 日から同月 22 日のうち指定された 1 日
- 4 応募年齢
令和 6 年 4 月 1 日において 18 歳以上
令和 6 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

(1) 筆記試験 (WEB 試験)

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市勝目町 3944 番地 3	薩摩川内市セントピア
鹿屋市北田町 11103 番地	鹿屋市中央公民館
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
曾於市大隅町岩川 6491 番 2	大隅合同庁舎 (国)
鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号	鹿児島県青少年会館
南九州市知覧町郡 6204 番地	南九州市役所
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表 16314 番地 6	種子島合同庁舎 (国)
大島郡徳之島町亀津 7230 番地	徳之島町役場
薩摩川内市若松町 9 番 17 号	(予備: 川内市農民会館)
鹿屋市西原三丁目 11 番 2 号	(予備: 海上自衛隊鹿屋航空基地)
鹿屋市西原四丁目 5 番 1 号	(予備: 鹿屋合同庁舎 (国))
霧島市国分中央三丁目 24 番 16 号	(予備: ホテル国分荘)
霧島市国分中央一丁目 10 番 2 号	(予備: 第一工科大学)
南九州市川辺町平山 6630 番地	(予備: 南九州市市民交流センターひまわり館)
鹿児島市東郡元町 4 番 1 号	(予備: 鹿児島第 2 地方合同庁舎 (国))

(2) 口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2	陸上自衛隊川内駐屯地
鹿屋市西原三丁目 11 番 2 号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表 16314 番地 6	種子島合同庁舎 (国) 及び委託病院
大島郡徳之島町亀津 7203 番地	徳之島町役場及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

始良・伊佐地域振興局告示第 19 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 7 月 7 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
六三四東餅田	始良市東餅田 247番地14	合同会社六三四 鹿児島	霧島市国分中央 三丁目12-9-1	寺西 幸人	令和 5 年 5 月 20 日	共同生活 援助

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 5 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（Microsoft Edge 対応に係る税務総合システム改修及びシステム移行業務委託）一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 5 年 4 月 26 日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社鹿児島支社
鹿児島市山之口町 3 番 31 号
- 随意契約に係る契約金額
266, 750, 000 円
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号該当

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 7 月 7 日

鹿児島県立種子島高等学校長 西中間明弘

- 入札に付する事項
 - 購入をする物品等の名称及び数量
自動製図装置 一式
 - 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - 納入期限
入札説明書による。
 - 納入場所
入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月19日午前10時

イ 場所 鹿児島県立種子島高等学校2階会議室
西之表市西之表9607番地1 郵便番号 891-3196

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県立種子島高等学校事務室

西之表市西之表9607番地1 郵便番号891-3196

(イ) 交付期限 令和5年7月18日午後4時30分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき

（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立種子島高等学校事務室

西之表市西之表9607番地1 郵便番号 891-3196

電話番号 0997-22-1270

ファックス番号 0997-22-1280